

教育に関する法体系

教育基本法(平成18年全文改正)

旧教育基本法
(昭和22年制定・施行)

学校教育法
(昭和22年制定・施行)

- ・学校教育について規定
- ・主体は行政(市教委)
- ・本市では市教委教育部が担当

社会教育法
(昭和24年制定・施行)

- ・学校教育以外の教育について規定
- ・主体は行政(市教委)
- ・本市では文化スポーツ部等が担当

支援

家庭教育

主体は、
保護者等

教育基本法(抜粋)

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- ・府中市では、保護者に対する学習の機会の提供のみを実施(担当課:生涯学習スポーツ課)
- ・拡充するにしても、人材・財源が不足するなどの諸課題あり。